独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十五号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「又は特定非営利活動促進法」を「、特定非営利活動促進法」に改め、「特定非営利活動法人」の下に「又は労働者協同組合」を加え、同条第九号中「一般財団法人」の下に「、労働者協同組合」を加える。

第四条第四号中「宗教法人」の下に「、労働者協同組合」を加え、同条第六号中「社会福祉法人」の下に「又は労働者協同組合」を加える。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十六号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「六百三十人」を「六百三十一人」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十七号

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和三年法律第二十五号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令（令和四年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条第三項第三号中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（承認申請の手数料）

第三条　法第三条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、承認申請に係る土地の一筆ごとに一万四千円とする。

附　則

この政令は、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律の施行の日（令和五年四月二十七日）から施行する。

法務大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　岸田　文雄

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十八号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条第三項及び第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規模は、一ヘクタール」を「都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（第二号において「事業区域」という。）の面積の規模は、〇・五ヘクタール」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、特定都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業を施行する場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　一ヘクタール

二　当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合　〇・五ヘクタール

第七条第一項中「規模は、一ヘクタール」を「都市開発事業の事業区域の面積の規模は、〇・五ヘクタール」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、特定都市再生緊急整備地域内において当該都市開発事業を施行する場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規模とする。

一　次号に掲げる場合以外の場合　一ヘクタール